

盛岡中央消防署新庁舎及び  
（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業

事業仮契約書（案）

平成25年1月

（平成25年3月14日修正）

盛岡地区広域消防組合

盛岡地区広域消防組合（以下「組合」という。）と[ ]（以下「事業者」という。）は、本業務の実施に関して、次のとおり事業仮契約を締結する。

- 1 事業名称 盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業
- 2 事業の場所 ア 盛岡中央消防署新庁舎：盛岡市盛岡駅西通一丁目127番26外  
イ （仮称）山岸出張所庁舎：盛岡市山岸六丁目269番2外  
ウ 盛岡中央消防署庁舎：盛岡市内丸8番5号
- 3 契約期間 自 平成[ ]年[ ]月[ ]日  
至 平成[ ]年[ ]月[ ]日
- 4 契約金額 金[ ]円  
（うち消費税等の額 金[ ]円）  
（初期投資費用相当額に対する金利分 金[ ]円（非課税））
- 5 契約保証金 免除する。ただし、事業者は事業仮契約書第10条に定める履行保証保険契約を締結する。
- 6 支払条件 別途事業仮契約書中に記載のとおり。

上記事業について、組合と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、事業仮契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成11年法第117号）第9条及び盛岡地区広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例（昭和45年条例第9号）第3条の規定により盛岡地区広域消防組合議会において可決されたときは、本契約となる。この場合において、当該可決日を本契約の締結日とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となり、組合は損害賠償の責を負わない。

平成[ ]年[ ]月[ ]日 可決

平成[ ]年[ ]月[ ]日

組 合  
所 在 地 岩手県盛岡市内丸8番5号  
名 称 盛岡地区広域消防組合  
代 表 者 管理者 谷 藤 裕 明

事 業 者  
本店所在地  
名 称  
代表取締役

## 目 次

第1章 総 則	6
第2章 施設整備等業務	14
第1節 総 則	14
第2節 設 計	14
第3節 本件施設の建設	17
第3章 現庁舎の解体撤去	24
第4章 維持管理業務	25
第5章 サービス対価の支払	28
第6章 契約期間及び契約の終了	29
第1節 契約期間	29
第2節 事業者の債務不履行による契約終了	29
第3節 組合の債務不履行による契約終了	32
第4節 組合による任意解除	33
第5節 法令変更による契約終了	33
第6節 不可抗力による契約終了	34
第7節 事業関係終了に際しての処置	34
第7章 確認事項	35
第8章 法令変更	36
第9章 不可抗力	37
第10章 その他	37
第11章 雑 則	38
附 則	41
別紙1 (第3条関係)	42
別紙2 (第5条、第90条関係)	43
別紙3 (第69条、第70条、第71条、第72条関係)	45

別紙 4	(第 5 0 条関係)	46
別紙 5	(第 5 1 条関係)	47
別紙 6	(第 3 3 条、第 4 9 条、第 6 7 条関係)	49
別紙 7	(第 1 3 条、第 7 3 条関係)	50
別紙 8	(第 8 8 条関係)	51
別紙 9	(第 7 7 条、第 7 8 条、第 7 9 条、第 8 0 条、第 8 1 条、第 8 2 条関係)	52

## 第1章 総則

### (目的及び解釈)

第1条 この契約は、組合及び事業者が相互に協力し、本事業が円滑に実施されるために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

### (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本事業が消防庁舎（消防訓練施設を含む。）の整備等に関する事業として公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 組合は、本業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### (事業日程)

第3条 本業務の事業日程の概要は、別紙1のとおりとする。

### (本業務の概要)

第4条 本業務は、本件施設の施設整備、本件施設の所有権の組合による取得、現庁舎の解体撤去、本件施設の維持管理、並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成されるものとする。

2 事業者は、本業務を善良な管理者の注意をもって、業務要求水準書及び提案書に従って遂行しなければならない。

3 本件施設の名称は、新庁舎については盛岡中央消防署とし、出張所庁舎については別途、組合が定める。

### (定義)

第5条 この契約において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、業務要求水準書で用いられている用語は、業務要求水準書の例による。

(1) 「維持管理期間」とは、本件施設の引渡しから平成48年3月末日までの期間をいう。

(2) 「維持管理企業」とは、提案書において維持管理業務を担当する者として規定される[ ]をいう。

(3) 「維持管理業務」とは、業務要求水準書第2章3(1)イ及び(2)イに規定する業務をいう。

(4) 「維持管理費」とは、サービス対価のうち、別紙3に規定される維持管理費をいう。

(5) 「解体撤去」とは、現庁舎の解体撤去をいう。

(6) 「解体撤去企業」とは、提案書において解体撤去業務を実施する者として規定される[ ]をいう。

- (7) 「解体撤去業務」とは、業務要求水準書第2章3(3)に規定する業務をいう。
- (8) 「解体撤去費」とは、サービス対価のうち、別紙3に規定される解体撤去費をいう。
- (9) 「完成図」とは、業務要求水準書第3章6(4)キに規定する完成図をいう。
- (10) 「完成予想図」とは、業務要求水準書第3章6(3)ウに規定される完成予想図をいう。
- (11) 「現庁舎」とは、業務要求水準書で定義されている「現庁舎」をいう。
- (12) 「基本協定書」とは、本業務に関し組合と落札者で平成[ ]年[ ]月[ ]日に締結された基本協定書をいう。
- (13) 「基本設計図書」とは、業務要求水準書第3章6(3)イ(ウ)に規定される基本設計図書をいう。
- (14) 「業務要求水準書」とは、平成25年1月31日に公表された盛岡中央消防署新庁舎及び(仮称)山岸出張所庁舎整備等事業庁舎に関する業務要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
- (15) 「建設企業」とは、提案書において施設整備に係る建設業務を実施する者として規定されている[ ]をいう。
- (16) 「工事監理企業」とは、提案書において工事監理業務を実施する者として規定されている[ ]をいう。
- (17) 「個人情報」とは、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいうが、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報は除く。
- (18) 「サービス対価」とは、この契約に基づく事業者の債務履行に対し、組合が事業者に対して支払う対価をいう。
- (19) 「施設整備等業務」とは、業務要求水準書第2章3(1)ア及び(2)アに規定する業務をいう。
- (20) 「施設整備費」とは、サービス対価のうち、別紙3に規定される施設整備費をいう。
- (21) 「実施設計図書」とは、業務要求水準書第3章6(3)イ(エ)に規定される実施設計図書をいう。
- (22) 「消費税等」とは、消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。)をいう。
- (23) 「成果物」とは、設計図書及びその他この契約の履行に関して業務要求水準書若しくは組合の要求に基づき作成され組合に提出された一切の書類、図面、写真、映像等をいう。
- (24) 「設計企業」とは、提案書において施設整備に係る設計業務を実施すると規定されている[ ]をいう。
- (25) 「設計・建設期間」とは、本件施設の整備に要する期間であり、この契約の締結から平成28年4月末日までと規定されている期間をいう。
- (26) 「設計図書」とは、本件施設に関して事業者が作成して組合の確認を受けた基本設計図書

及び実施設計図書並びに完成図等のその他の本件施設についての設計に関する図書の一切をいう。

- (27) 「設計変更」とは、事業者がこの契約に従い組合の確認を受けた基本設計図書又は実施設計図書の変更をいう。
- (28) 「着工予定日」とは、別紙1において規定された本件工事の着工予定日をいう。
- (29) 「提案書」とは、事業者が入札手続において組合に提出した応募提案、組合からの質問に対する回答書その他落札者がこの契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (30) 「入札説明書」とは、本業務に関し平成25年1月31日に公表された入札説明書及びこれに対する質問回答をいう。
- (31) 「年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- (32) 「不可抗力」とは、別紙2に規定されるものをいう。
- (33) 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドラインをいう。
- (34) 「本業務」とは、事業者が業務要求水準書で事業者の実施すべき業務として規定される業務をいう。
- (35) 「本件工事」とは、本件施設の建設のための工事をいう。
- (36) 「本件施設」とは、この契約に基づき事業者が設計・建設する盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁の施設をいう。
- (37) 「本敷地」とは、本件施設の設置及び本件施設の維持管理を履行する場所であり、業務要求水準書別添資料1で新庁舎敷地及び出張所敷地として示される土地をいう。
- (38) 「本事業」とは、組合の盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業をいう。
- (39) 「落札者」とは、本事業の入札において落札者に選定された企業又は企業グループをいう。

#### （事業者の資金調達）

第6条 この契約上の事業者の義務の履行に関連する一切の費用は、この契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。本業務に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

- 2 事業者は、本業務に関連して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第16条（支援等）に規定された財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力するものとする。事業者は、係る支援が適用される可能性がある場合には、組合が事業者に対して支払うサービス対価の軽減について、組合と協議する。
- 3 組合は、必要があると認めるときは、事業者がPFI法第16条（支援等）に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう協力す

る。

(本敷地の使用)

第7条 組合は、本敷地を、事業者が本件施設の施設整備のために使用する目的で、着工予定日から第50条による本件施設の引渡しまでの間、事業者に対し無償で貸し付ける。事業者は、当該貸付けの期間中、本業務の遂行のために必要な範囲内で、本敷地に立ち入り、測定その他の調査を行い、建設工事その他の必要な行為を行うほか、本敷地を使用することができる。

2 着工予定日において、本敷地は、組合から事業者に対して原状有姿で貸し渡されたものとみなされるものとし、第50条の定めるところに従ってなされる本件施設の引渡しと同時に、事業者から組合に対して返還されたものとみなされるものとする。ただし、本件施設の引渡しの完了以前に、事由の如何を問わずこの契約が終了した場合には、組合の事業者に対する本敷地の無償貸付けは、この契約の終了日をもって終了するものとする。

3 事業者は、善良なる管理者の注意をもって本敷地を管理しなければならない。

4 事業者は、第1項に定める目的以外の目的で本敷地を使用することはできないものとし、また、第三者に対し第1項に基づく本敷地の使用权を譲渡し、若しくは担保権を設定してはならず、かつ本敷地を転貸してはならない。

5 事業者は、第1項に基づく事業者の本敷地の使用权並びに第50条の定めるところに従ってなされる引渡し前の本件施設につき、担保権の設定その他一切の処分行為を行ってはならない。

6 第1項の貸付期間中、事業者が本敷地について支出した有益費は、事業者の負担とする。

(許認可、届出等)

第8条 この契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可(組合名義で申請するものを除く。)は、事業者が自らの責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出(組合名義ですべき届出を除く。)についても事業者が自らの責任と費用負担において提出するものとする。

2 事業者は、前項の許認可の申請又は届出に際しては、組合に事前説明及び事後報告を行う。

3 組合は、事業者からの要請がある場合は、事業者によるこの契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について可能な範囲で協力をする。

4 事業者は、組合からの要請がある場合は、組合によるこの契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について業務要求水準書の定めに従うほか、その他の必要な協力をする。

5 事業者は、許認可取得の遅延により増加費用が生じた場合は、当該増加費用を負担する。

ただし、当該遅延が組合の責めに帰すべき場合は、組合は当該増加費用のうち合理的範囲の費用を負担する。

(実施体制)

第9条 事業者は、本業務の実施に係る実施体制図をこの契約の締結後7日以内に組合に提出しなければならない。

2 事業者は、組合に提出した実施体制図に変更があったときは、変更後7日以内に、変更された実施体制図を組合に提出しなければならない。

(履行保証等)

第10条 事業者は、本件施設の施設整備を確保するため、この契約の締結の日から本件施設の組合への引渡しまでを保険対象期間とし、設計・建設期間中の設計費・建設費及び工事監理費の金額の100分の10以上を保険金額とし、被保険者を組合とする履行保証保険契約を締結し、あるいは、設計企業、建設企業、工事監理企業の全部又は一部をして、上記金額を保証金額とし、組合又は事業者を被保険者とする履行保証保険を締結させるものとする。

2 前項の履行保証保険契約において、被保険者が組合である場合には、保険契約締結後、速やかにその保険証券を組合に提出し、被保険者が事業者である場合には、事業者の費用において、組合に対し、その保険金支払請求権に第77条第1項の違約金支払債務を被担保債務とする質権を設定した上、当該保険証券を提出するものとする。

3 事業者は、第1項の履行保証保険契約の締結にかえて、この契約による債務の不履行により生じる損害金及び違約金を保証する銀行、組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証を付すことができる。

4 前項の保証の額は設計・建設期間中の設計費・建設費及び工事監理費の金額の100分の10以上とし、保証の期間は設計・建設期間とする。

(条件変更等)

第11条 事業者は、この契約に従い業務を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに組合に通知し、組合の確認を受けなければならない。

- (1) 入札説明書、業務要求水準書及びこれらに対する質問回答書が一致しないこと。
- (2) 業務要求水準書の誤謬があること。
- (3) 本敷地の条件（形状、地質、湧水インフラ整備状況等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について業務要求水準書及びその他一般に利用可能な資料に示された又は業務要求水準書及びその他一般

に利用可能な資料から合理的に想定し得る自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。

(4) 業務要求水準書で明示されていない本敷地の条件について、予想することができない特別の状態が生じたこと。

2 組合は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、事業者と協議の上その対応方法を定める。この場合、組合は、必要があると認められるときは、業務要求水準書の変更案の内容を事業者へ通知して、業務要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

3 組合は、事業者が組合との協議の結果に従い第1項各号に掲げる事実に対応するために、この契約の履行のための追加の費用が必要なときは、当該追加費用を負担するものとし、事業者がこの契約の履行のための費用の減少が生じるときは、サービス対価を減額する。なお、事業者は追加の費用が発生する場合に、当該追加の費用を最小限とするよう努めなければならない。

#### (業務要求水準書の変更)

第12条 組合は、必要があると認めるときは、業務要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を事業者へ通知して、業務要求水準書の変更の協議を請求することができる。

2 事業者は、前項又は前条第2項の通知を受けたときは、7日以内に、組合に対して業務要求水準書を変更する場合の費用の増減、日程変更の必要の有無等を通知し、組合と協議を行わなければならない。

3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合において、組合は、必要があると認めるときは、業務要求水準書、別紙1の事業日程又はサービス対価を変更し、事業者へ通知することができる。この場合において、事業者へ増加費用又は損害が発生したときは、組合は必要な費用を負担しなければならない。ただし、事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

4 業務要求水準書の変更が行われた場合において、組合は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書又は第47条第1項の維持管理業務の体制若しくは第59条第1項の維持管理計画書の変更を求める旨を事業者へ通知することができる。

#### (モニタリング)

第13条 組合は、事業の各業務の実施状況及びその業績を監視するため、別紙7に規定されるモニタリングを行う。

2 事業者は、組合のモニタリング実施について、自らの費用で協力しなければならない。

3 事業者は、組合がモニタリングの実施及びその他この契約に基づき事業者の業務を確認し、若しくは承認又は承諾を与えたことのみをもって、事業者の本業務の実施の結果について責任を負担するものと解してはならない。

(監視職員の設置)

第14条 組合は、監視職員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を事業者に通知するものとする。また、監視職員を変更したときも、変更した日から14日以内に、その氏名を事業者に通知するものとする。

2 監視職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく組合の権限とされる事項のうち、組合が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 本業務の適正かつ確実な実施についての事業者に対する請求、勧告、通知、確認、承諾、指示又は協議

(2) 事業者により提供される本業務の実施に係る業務要求水準書の内容の達成状況の監視

(3) この契約の義務の履行に係る本業務の実施状況の監視

(4) 事業者の財務状況及び選定企業（事業者と本業務の履行に関して契約する者をいう。以下同じ。）又は選定企業以外の第三者との契約内容の監視

(5) 事業者が作成及び提出した資料の確認

3 組合は、2人以上の監視職員を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの監視職員の有する権限の内容を事業者に通知する。また、この契約に基づく組合の権限の一部を監視職員に委任した場合には、当該委任した権限の内容を事業者に通知する。

4 第2項の規定に基づく監視職員の請求、勧告、通知、確認、承諾、指示又は協議は、原則として書面により行わなければならないものとする。

5 組合が監視職員を置いた場合には、この契約に定める組合に対する請求、通知、報告、申出等は、監視職員を経由して行うものとする。この場合において、監視職員に請求、通知、報告、申出等が到達した日をもって組合に到達したものとみなす。

6 組合が監視職員を置かない場合には、この契約に定める監視職員の権限は、組合に帰属する。

(監視職員の変更)

第15条 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、組合に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 組合は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に事業者に通知しなければならない。

(成果物の著作権)

第16条 組合は、本件施設の設計図書その他この契約に関して業務要求水準書又は組合の要求に基づき作成し組合に提出された成果物について、組合の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

- 2 前項の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利は、著作権法の定めるところによるものとする。
- 3 事業者は、組合が成果物を次の各号に掲げるところにより無償で利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（組合を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。ただし、自ら又は著作権者をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利の全部又は一部を行使し又はさせることにつき、事前に組合の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
  - (1) 成果物、本件施設の内容を公表し、必要なときは所轄官庁の求めに応じ提出すること。
  - (2) 本件施設の完成、増築、改築、更新、修繕等のために必要な範囲で、組合及び組合の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (3) 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - (4) 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替え、更新により改変し、又は取り壊し、あるいは消去すること。
- 4 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ組合の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
  - (2) 第1項に掲げるもの並びに本件施設の内容を公表すること。
  - (3) 本件施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること。

（著作権等の侵害の防止）

- 第17条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを組合に対して保証する。
- 2 事業者の作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償又は必要な措置を講じる必要が生じたときは、事業者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（特許権等の使用）

- 第18条 事業者は、組合が第三者の権利を侵害することなく本件施設を使用するため、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとし、第三者の有する当該技術等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(費用の負担)

第19条 本業務の履行に必要な費用は、この契約又は業務要求水準書に特に定めるものを除き、事業者が負担する。

2 前項にかかわらず、維持管理業務の実施に必要な水光熱費は組合が負担する。

## 第2章 施設整備等業務

### 第1節 総 則

(業務要求水準書の確認)

第20条 事業者は、業務要求水準書に従い、要求水準確認計画書を作成し、基本設計の着手時までに組合に提出する。

(事前調査)

第21条 事業者は、設計に先立ち、必要に応じて本敷地に関する調査を行うものとする。調査の手順及び結果の報告は、業務要求水準書に従う。

2 事業者が前項の規定により実施した各調査等の不備、誤謬等又は事業者が各種調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、全て事業者が負担するものとする。

(調査の第三者への委託)

第22条 事業者は、前条の調査に着手する14日前までに、組合に対して調査を第三者に委託する旨を通知した場合には、当該調査の全部又は一部を第三者（以下「調査受託者」という。）に委託することができる。

2 前項に基づく、調査受託者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、調査受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

3 組合は、必要と認めた場合には随時、事業者から前条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

### 第2節 設 計

(設計施工工程表)

第23条 事業者は、基本設計着手前に、業務要求水準書第3章6(3)エに掲げる書類（以下「設計施工工程表」という。）を組合に提出しなければならない。

(別工事との調整)

- 第24条 事業者は、業務要求水準書に従い、自らの費用で、システム設計企業との協議を行い、必要な機能が確保されるよう設計への反映を行う。
- 2 前項の協議の結果、事業者が実施する工事に増加費用が発生するときは、その負担について組合と事業者が協議して定めるものとする。

(本件施設の設計)

- 第25条 事業者は、この契約締結後速やかに、業務要求水準書及び提案書に基づき本件施設の基本設計を開始し、その進捗状況につき組合による確認を受けるとともに、設計施工工程表に基づき、基本設計完了時に基本設計図書を組合に提出して、組合の確認を受ける。
- 2 事業者は、前項に従い基本設計図書を組合に提出し、組合の確認を受けた後に、本件施設の実施設計を開始するものとし、係る実施設計の進捗状況につき確認を受けるとともに、設計施工工程表に基づき、本件工事の着手前に実施設計図書を組合に提出して、組合の確認を受ける。
- 3 事業者は、日本国の法令を遵守の上、業務要求水準書及び提案書に記載された内容及び水準に従い、組合と協議の上、自らの責任と費用負担において本件施設の設計を行う。事業者は、設計に関する一切の責任（設計上の不備及び瑕疵並びに事業者による設計変更から発生する増加費用を含む。）を負担する。
- 4 組合は、基本設計図書又は実施設計図書を事業者から受領し、又はそれらについて事業者と協議したこと若しくはそれらを確認したことを理由として、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。

(第三者への委託)

- 第26条 事業者は、設計を設計企業に委託して、設計に係る業務を実施する。設計企業がさらに設計業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に組合の承諾を得なければならない。
- 2 設計企業及び第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、本業務を行うに当たっての設計企業及び第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 設計企業及び第三者に関する何らかの紛争等に起因して本件工事の開始が遅延した場合において、組合又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

(設計の実施)

- 第27条 事業者は、本件施設の設計の進捗状況に関して、定期的に組合と打ち合わせるものとする。
- 2 業務要求水準書の不備若しくは業務要求水準書の組合による変更により、設計費用が増加

する場合、組合は当該増加費用のうち合理的な範囲の費用を負担する。一方、設計費用が減少する場合、組合は、組合が事業者に支払うサービス対価のうち施設整備費の減少額相当分を同額減少させることができる。

(法令変更等による設計変更等)

第28条 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令制度の改正により、設計変更が必要となった場合、事業者は、組合に対し設計変更の承諾を求めることができる。

2 前項に基づく変更に起因して、本件施設の引渡しの遅延が見込まれる場合において、事業者が請求した場合には、組合及び事業者は協議の上、本件引渡日を変更することができる。

(設計モニタリング)

第29条 組合は、本件施設が業務要求水準書及び提案書に基づき設計されていることを確認するために、本件施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で、事業者に対してその説明を求めることができるものとし、また上記確認のため必要な書類の提出を求めることができるものとする。

2 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び組合による確認の実施につき、組合に対して最大限の協力を行うものとし、また設計企業をして、組合に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 組合は、前2項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

(設計の完了)

第30条 事業者は、第25条第1項及び第2項に従って、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、組合にそれぞれの図書を提出しその説明を行った上、組合の確認を受けなければならない。設計変更を行う場合も同様とする。

2 組合は、提出された設計図書が業務要求水準書若しくは組合と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提出された設計図書では業務要求水準書において要求される仕様を満たさないと認められる場合には、事業者の負担において修正することを求めることができる。

3 事業者は、組合からの前項に基づく指摘により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について組合に報告し、その確認を受けるものとする。設計変更について不備・不具合等を発見した場合も同様とする。

(完成予想図)

第31条 事業者は、実施設計がほぼ終了する段階で、業務要求水準書に従って、本件施設の完成予想図を作成し、組合に提出しなければならない。

(設計変更)

第32条 組合は、本件工事開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、工期の変更を伴わずかつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、設計変更を求めることができる。事業者は、組合から当該書面を受領した後7日以内に、組合に対して係る設計変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。

2 組合は、自らの要求に基づき設計変更するとき及び変更を求めたことにより事業者に施設整備等業務に係る増加費用が発生するときは、その増加費用のうち合理的な範囲の費用を負担する。ただし、組合は、施設整備費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、施設整備費の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計変更を事業者に請求することができる。

3 前項ただし書の場合において、設計変更の内容は、関係者協議会において協議の上、これを定める。ただし、係る協議が調わない場合には、組合が合理的な変更内容を定め、事業者に通知する。

4 事業者は、組合の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできない。

5 事業者が、事業者の請求により組合の承諾を得て設計変更を行う場合において、当該変更により事業者に増加費用が生じたときは、事業者がその増加費用を負担するものとする。

6 事業者が、組合の請求により、又は組合の承諾を得て設計変更を行う場合において、当該変更により施設整備等業務に係る費用が減少したときは、組合は、事業者に支払う施設整備費を当該費用の減少額と同額減少させることができる。

7 事業者が、組合の請求により、又は組合の承諾を得て設計変更を行う場合において、当該変更により維持管理業務に係る費用が減少したときは、組合は、組合が事業者に支払う維持管理費を当該費用の減少額と同額減少させることができる。

### 第3節 本件施設の建設

#### 第1款 総 則

(本件施設の建設)

第33条 事業者は、自らの責任と費用負担において、設計施工工程表の日程に則り、日本国の法令を遵守の上、業務要求水準書等に従って、設計・建設期間内に、本敷地に本件施設を建設し、第50条に基づいて本件施設を組合に引き渡し、その所有権を組合に取得させるも

のとする。

- 2 本件施設の施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、業務要求水準書及び提案書に定めがあるものを除き、事業者がその責任において定める。
- 3 事業者は、設計・建設期間中、自己又は次条第2項に定める請負人等をして別紙6に定める保険に加入し、保険料を負担するものとする。事業者は、係る保険の証券又はこれに代わるものを速やかに提示し、原本の照合を受けた上で、その写しを提出するものとする。

(第三者の使用)

第34条 事業者は、建設企業に本件工事の実施を請け負わせて、本件工事を実施する。建設企業が、請け負った本件工事の一部をさらに第三者に請け負わせる場合は、事前に組合の承諾を得なければならない。

- 2 第1項に基づく、建設企業及び第三者（以下「請負人等」という。）の使用は、すべての事業者の責任において行うものとし、請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 請負人等に関する何らかの紛争等に起因して本件工事が遅延した場合において、組合又は事業者が生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

(施工計画書等)

第35条 事業者は、業務要求水準書に従い施工計画及び品質管理計画を示した書類を組合に提出する。

- 2 事業者は、業務要求水準書に従い、実施工程表及び月間工程表を作成して組合に提出した上で、これらに従って本件工事を実施する。組合に提出した施工計画に変更が生じた場合は速やかに組合に変更後の施工計画を提出しなければならない。
- 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、組合の要求があった際には速やかに開示する。
- 4 組合は、必要と認めた場合は随時、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

## 第2款 工事監理

(第三者の使用)

第36条 事業者は、工事監理企業に業務を委託して、工事監理業務を行うものとする。工事監理企業が、請け負った工事監理の一部を、さらに第三者に請け負わせる場合は、事前に組合の承諾を得なければならない。

- 2 第1項に基づく、工事監理企業及び下請人（以下「工事監理企業等」という。）の使用は、

すべて事業者の責任において行うものとし、工事監理企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

- 3 工事監理企業等に関する何らかの紛争等に起因して本件工事が遅延した場合において、組合又は事業者が生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

#### (工事監理業務の実施等)

第37条 事業者は、業務要求水準書及び提案書に定められた内容の工事監理業務を行う。

- 2 事業者は、業務要求水準書に従い、自己の費用により、システム企業と施工計画、工事工程等の協議及び調整を行うものとする。ただし、調整の結果、事業者が実施する工事に増加費用が発生するときは、その負担について組合と事業者が協議して定めるものとする。
- 3 前項のほか、組合及び組合の構成市町村が個別に発注する工事があった場合は、自己の費用で、これに係る調整を行う。ただし、調整の結果、事業者が実施する工事に増加費用が発生するときは、その負担について組合と事業者が協議して定めるものとする。
- 4 事業者は、月ごとの工事監理に関する記録を作成し、翌月の7日までに組合に提出するものとする。

#### (事業者による工事監理者の設置)

- 第38条 事業者は、自己の費用負担で工事監理者を設置し、着工予定日までに組合に対して当該工事監理者の名称を通知し、承諾を得るものとする。
- 2 組合は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本件工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
  - 3 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行うものとし、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がすべてこれを負担するものとする。

### 第3款 工事の実施

#### (本敷地の管理)

- 第39条 設計・建設期間における本敷地の管理は、第7条第2項により事業者に貸し渡されたものとみなされたときから、事業者が善良なる管理者の注意義務をもって行う。
- 2 事業者は、自らの責任と費用負担において工事現場における安全管理及び警備等を行うものとする。本件工事の実施に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は事業者が負担する。ただし、不可抗力により事業者に追加の費用又は損害が発生した場合の負担については、第9章の規定に従う。

(本件施設の建設に伴う各種調査)

第40条 事業者は、本件工事に必要な測量調査、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、事業者は係る調査等を行う場合、組合に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、組合に提出してその確認を受けなければならない。

2 事業者が前項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は事業者が各種調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、全て事業者が負担するものとする。

(中間確認)

第41条 組合は、第13条第1項の業績等の監視において、事業者と協議により時期を定め、本件工事につき主要な工程に係る工事の終了時に、書面によるほか実地における中間確認を実施することができる。組合は、中間確認を実施する場合には、実施する日の14日前までに事業者に対して実施する旨を通知するものとする。

2 組合は、中間確認を実施することとしているにもかかわらず、中間確認を受けることなく次の工程の施工がされた場合、又は工事の施工部分が業務要求水準書、設計図書及び提案書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知し、当該施工部分を最小限度破壊して、確認することができる。

3 組合は、中間確認の結果、工事の施工部分が業務要求水準書又は設計図書に適合しないと認められる場合には、事業者に対して是正を求めることができる。

4 組合は、中間確認を実施した事実を以て本件施設の建設の全部又は一部についての責任を負わない。

5 事業者は、第2項の確認及び復旧に要する費用又は第3項の是正に要する費用を負担しなければならない。

(本件施設の建設に伴う近隣対策)

第42条 事業者は、本件工事に先立って、自らの責任と費用負担において、周辺住民に対して工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。以下同じ。）につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。組合は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力するものとする。

2 事業者は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。係る近隣対策の実施について、事業者は、組合に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3 事業者は、組合の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画の変更をすることはできない。事業者は、組合に対し当該承諾を求めるに当たっては、工事実施計画

を変更する以外に近隣住民の了解を得ることが不可能又は著しく困難であることを明らかにしなければならない。

- 4 近隣対策の結果、施設整備等業務の遅延が見込まれる場合において、事業者が請求した場合には、組合及び事業者は協議の上、速やかに竣工予定日を変更するものとする。
- 5 近隣対策の結果、事業者が生じた費用（及びその結果引渡予定日に変更されたことによる費用増加も含む。）については、事業者が負担するものとする。ただし、本件施設を設置・運営すること自体に直接起因して近隣対策が必要となった場合については、増加費用のうち、合理的な範囲の費用を組合が負担する。

（工事の中止）

第43条 組合は、必要と認めた場合には、事業者に対して本件工事の中止の内容及び理由を記載した書面を交付して、本件工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。

- 2 組合は、前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、設計・建設期間の変更若しくは設計変更しなければならない。また、係る本件工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者が本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他の本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因して事業者が発生した増加費用ないしは損害を、合理的な範囲内において組合が負担する。

（本件工事中に第三者に生じた損害）

第44条 事業者は、本件工事に関し、第三者に損害が発生し、係る損害が賠償対象となる場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、組合の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りでない。

第4款 完工及び引渡し

（事業者による完成検査）

第45条 事業者は、事業者の費用負担において本件施設の完成検査を行う。

- 2 事業者は、組合に対して、事業者が前項の完成検査を行う30日前までに、当該完成検査を行う旨を記載した書面を提出するものとする。
- 3 組合は、事業者が前2項の規定に従い行う完成検査への立会いを求めることができる。ただし、組合は係る立会いの実施を理由として何らの責任を負担するものではない。
- 4 事業者は、第1項の完成検査において、本件施設の仕様が充足されているか否かについて、組合との協議で定める方法により検査し、完成検査における組合の立ち会いの有無を問わず、その結果を検査結果に関する書面の写しを添えて完成届とともに組合に提出する。

(組合による完工確認)

第46条 組合は、前条の検査を完了したことを受けて事業者から提出された完成届を受領したときは、本件施設が業務要求水準書、設計図書及び提案書に規定された性能及び仕様を充足していることを確認するため、完工確認を実施する。

2 完工確認の方法は、以下のとおりとする。

(1) 組合は、事業者又は請負人等及び工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。

(2) 備品等の試運転等は、組合による完工確認前に事業者が実施し、その報告書を組合に提出する。なお、組合は、試運転等に立ち会うことができる。本件施設の設備の試稼動等は、事業者の責任と費用負担において行うものとする。

(3) 事業者は、上記(2)に規定する試運転とは別に、備品等の取扱いに関する組合への説明を実施する。

3 組合は、前項の完工確認の結果、本件施設が業務要求水準書、設計図書及び提案書に定められた内容及び水準を客観的に満たしていないと判断する場合、事業者に対して補修若しくは改造を求め、又は改善勧告を行うことができる。上記補修、改造及び改善に係る費用は、事業者が負担する。

4 組合は、本条に基づく完工確認の実施を理由として、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(事業者による維持管理業務体制の整備)

第47条 事業者は、引渡予定日までに、維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、業務要求水準書等に従って本件施設を維持管理することが可能となった段階で、組合に対して通知を行うものとする。

(組合による維持管理業務体制の確認)

第48条 組合は、本件施設の引渡しに先立ち、業務要求水準書等との整合性の確認のため、維持管理業務体制の確認を行うものとする。

(完工確認通知書の交付)

第49条 組合は、第46条の完工確認、第48条の維持管理業務体制の確認を完了し、本件施設を適切に利用できると判断し、かつ、事業者が、自己の責任及び費用負担において、自己又は維持管理受託者等(第61条第3項の「維持管理受託者等」をいう。)をして別紙6に掲げる保険に加入しその保険証書の写しを完成図とともに組合に対して提出した場合、事業者に対して完工確認通知書を交付する。

2 事業者は、組合の完工確認通知書を受領しなければ、維持管理業務を開始することはでき

ないものとする。

- 3 組合による完工確認通知書の交付を理由として、組合は本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。

(事業者による本件施設の引渡し及び組合による所有権の取得)

第50条 事業者は、完工確認通知書の受領と同時に、別紙4の様式による目的物引渡書を組合に交付し、本件引渡日において本件施設の引渡しを行い、組合は本件施設の引渡しを受けるとともにその所有権を取得する。

(本件施設の瑕疵担保)

第51条 組合は、本件施設（事業者が整備した備品を含む。以下本条で同じ。）に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補（備品については交換を含む。以下本条で同じ。）を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本件施設の引渡しの日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者又は建設企業の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は、10年間とする。

- 3 組合は、本件施設の引渡しを受ける際に本件施設に瑕疵があることを知った場合には、第1項の規定にかかわらず、直ちに事業者はその旨を通知しなければ、当該瑕疵の修補又は当該瑕疵に関する損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたときは、この限りでない。

- 4 組合は、本件施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を組合が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。

- 5 事業者は、建設企業をして、組合に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙5に定める保証書を建設企業から徴求し、組合に差し入れるものとする。

(工期の変更)

第52条 組合が事業者に対して工期の変更を請求した場合、組合と事業者は協議により当該変更の当否及び当該変更起因して事業者が生じる増加費用又は損害の費用負担を定めるものとする。

- 2 不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として事業者が工期の変更を請求した場合、組合と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。ただし、組合と事業者の間において協議が調わない場合、組合が合理的な工期を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。なお、当該変更起因す

る増加費用又は損害の費用負担については第9章の規定に従うものとする。

(本件施設の引渡し遅延による費用負担)

第53条 組合の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、組合は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用及び損害に相当する金額を事業者に対して負担するものとする。

2 事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者は組合に対して、その遅れた期間につき、施設整備費から割賦手数料を控除した金額に第96条に定める率により算出した額の損害賠償金を支払う。ただし、本件引渡日から実際に本件施設が事業者から組合に対して引き渡された日までの期間(両端日を含む。)において組合が負担した増加費用及び損害に相当する額が、上記の損害金額を超えた場合には、事業者は組合に対し、その超過額をあわせ支払うものとする。

3 不可抗力により、工期延長等が生じ、本件施設の引渡しが遅延した場合、当該遅延に伴って事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第9章の規定に従う。

4 法令の変更により、工期延長等が生じ、本件施設の引渡しが遅延した場合、当該遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、別紙8の規定に従う。

### 第3章 現庁舎の解体撤去

(解体撤去)

第54条 事業者は、業務要求水準書及び提案書に従い、現庁舎の解体撤去業務を実施する。

2 事業者は、解体撤去業務に着手する前に、解体撤去業務に係る工事の施工計画を作成し、組合に提出しなければならない。施工計画に変更がある場合、事業者は、速やかに変更後の施工計画を組合に提出しなければならない。

3 事業者は、前項により組合に提出した施工計画に従い、解体撤去業務を実施する。

4 解体撤去業務は、現庁舎の所在地において実施しなければならない。ただし、業務の性質上、現庁舎の所在地以外で行うべきものについては、この限りでない。

(調査)

第55条 事業者は、業務要求水準書及び提案書に従い、現庁舎及びその周辺に関する調査を実施しなければならない。

2 前項に従い事業者が調査を行ったときは、調査終了後速やかに調査の結果を組合に報告するものとする。

3 第1項の調査の結果、本事業の入札において組合が示した資料からは想定できないアスベスト又はPCBが現庁舎から発見された場合、その取扱いは第11条による。

4 事業者が第1項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は事業者が各種調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、事業者が負担するものとする。

(第三者の使用)

第56条 事業者は、解体撤去企業に解体撤去業務を請け負わせて、解体撤去業務を実施する。解体撤去企業が請け負った業務の一部を、さらに第三者に請け負わせるときは、事前に組合の承諾を得なければならない。

2 第1項に基づく、解体撤去企業及び第三者(以下「解体撤去実施企業」という。)の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、解体撤去実施企業の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

3 解体撤去実施企業に関する何らかの紛争等に起因して解体撤去業務が遅延した場合において、組合又は事業者が生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

(解体撤去の完了)

第57条 事業者は、解体撤去業務を完了したときは、完了報告書を作成して組合に提出し、組合の検査を受けなければならない。

2 事業者は、前項の検査に合格したときは、現庁舎の所在した用地の管理を組合に移管するものとする。

(施設整備等業務の条項の準用)

第58条 解体撤去業務に係る工事については、施設整備等業務に係る条項のうち、第34条、第36条、第37条(第2項及び第3項を除く。)、第38条、第39条、第41条、第42条、第43条、第44条、第51条、第52条及び第53条を準用する。

2 前項により準用される条項の必要な語句の読み換えについては、組合が別途事業者に指示するものとする。

## 第4章 維持管理業務

(維持管理計画書の作成・提出)

第59条 事業者は、業務要求水準書に従い、業務要求水準書第4章2(1)カ(ア)に掲げられた計画書(以下「維持管理計画書」という。)を作成の上、組合に提出するものとする。維持管理計画書に変更があったときは、速やかに変更後の維持管理計画書を組合に提出しなければならない。

2 事業者は、業務要求水準書等に定められた所要の性能及び機能を保つことを目的とし、業

務要求水準書、維持管理計画書及び提案書に従って維持管理業務を実施するものとする。

(維持管理業務に伴う近隣対策)

第60条 事業者は、自らの責任と費用負担において、維持管理業務を実施するに当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。係る近隣対策の実施について、事業者は、組合に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。また、組合は、係る近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

2 組合は、業務要求水準書において規定した条件に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因し、維持管理業務に係る増加費用を生じた場合には、当該増加費用のうち合理的な範囲の費用を負担するものとする。

3 前項以外の近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する維持管理業務に係る増加費用については、事業者が負担するものとする。

(維持管理期間中の第三者の使用)

第61条 事業者は、維持管理企業に業務を委託して、維持管理業務を実施する。維持管理企業が、委託を受けた維持管理業務の一部をさらに第三者に委託し又は請け負わせる場合は、事前に組合の承諾を得なければならない。

2 組合は、必要と認めるときには、随時、事業者から維持管理業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。

3 第1項に基づく維持管理企業及び第三者（以下「維持管理受託者等」という。）の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、維持管理受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

4 維持管理受託者等に関する何らかの紛争等に起因して維持管理業務に支障が生じた場合において、組合又は事業者が負担することとなる増加費用については、すべて事業者が負担するものとする。

(本件施設の維持管理)

第62条 事業者は、自らの責任と費用負担において、維持管理期間中、維持管理計画書に基づき、維持管理業務を行う。

2 組合は、本件施設の業務要求水準書を変更する場合、事前に事業者に対して通知した上、その対応について事業者と協議を行うものとする。当該変更に起因して維持管理業務に要する費用が増加するときは、組合は当該増加費用のうち合理的な範囲の費用を負担し、維持管理業務に係る費用が減少するときは、当該減少費用相当額を維持管理費から減額するものとする。

3 組合は、組合の都合による事業内容の変更、用途変更等に起因して維持管理業務に要する費用が増加するときは、当該増加費用のうち合理的な範囲の費用を負担する。また、維持管

理業務に要する費用が減少するときは、維持管理費を減額するものとする。

- 4 前2項により維持管理費が減額される場合で、事業者に損害が生じるときは、組合は必要な費用を負担するものとする。
- 5 この契約に特段の定めのない限り、維持管理費が増加した場合、事業者が当該増加費用を負担するものとする。

(本件施設の修繕)

- 第63条 事業者が、自らの責任と費用負担において、維持管理計画書に記載のない模様替え又は本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合、事前に組合に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、組合の事前の承諾を得なければならない。
- 2 組合又は本件施設の利用者の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕又は模様替えを行った場合、組合はこれに要した費用を負担する。
  - 3 法令変更又は不可抗力により本件施設の修繕又は模様替えを行った場合、第8章又は第9章の規定に従うものとする。

(貸与品)

- 第64条 組合は、維持管理期間中、本件施設に関する図面及び本件施設の鍵等、維持管理業務に必要な図書、物品等を事業者に貸与する。
- 2 事業者は、前項により組合が貸与した図書、物品等(以下「貸与品」という。)の引渡しを受けたときは、引渡しの日から3日以内に、組合に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 3 事業者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 4 事業者は、業務の終了、業務要求水準書の変更等によって不用となった貸与品を速やかに返還しなければならない。
  - 5 事業者は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、組合の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(従事職員名簿の提出等)

- 第65条 事業者は、維持管理業務に従事する者(以下「従事職員」という。)の名簿を組合に維持管理業務開始前に提出し、異動があった場合、速やかに組合に報告せねばならない。
- 2 事業者は、業務の遂行にあたり、維持管理業務開始前に、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を予め組合に提出し、組合の承諾を得るものとする。
  - 3 組合は、事業者の従事職員がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。

(業務報告書等の提出)

第66条 事業者は、業務要求水準書等に従い、業務要求水準書第4章2(1)カ(ウ)に掲げられた業務報告書等を作成し、組合に提出しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第67条 事業者が維持管理業務を履行する過程で、又は履行した結果、組合又は第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、事業者はその損害を賠償しなければならない。ただし、組合による本施設の運営に伴う事故等、組合の責めに帰すべき事由により第三者又は事業者が生じたものについては、組合が負担する。

2 この契約締結後、組合が新たに提示した条件に起因して、維持管理業務の過程で第三者に損害が発生した場合、組合がその合理的な範囲の損害を賠償しなければならない。ただし、事業者の故意又は過失が認められる場合、若しくは事業者に起因する事情に基づき組合が条件を提示した場合は、この限りでない。

3 事業者は、第1項及び第2項に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるために、維持管理業務期間中は、自己の責任及び費用負担において、自己又は維持管理受託者等をして別紙6記載の保険に加入し、保険料を負担するものとする。

(施設の損傷)

第68条 本件施設の利用者の責めによる本件施設についての損傷及び事業者の責めによらない事故・火災による損傷は、組合の責任と費用負担においてこれを修復するが、事業者は、施設の機能及び性能の維持または回復のために必要となる緊急、応急的な措置の実施や修繕等の検討及び実施に協力しなければならない。

## 第5章 サービス対価の支払

(施設整備費の支払)

第69条 組合は、事業者に対し、施設整備業務に対するサービス対価を、別紙3に定める支払手続に則り、別紙3に定める支払時期及び支払金額に従って支払う。ただし、本件引渡日が引渡予定日より遅延した場合は、各支払時期及び支払金額について見直しを行う。

(維持管理費の支払)

第70条 組合は、事業者に対し、維持管理業務に対する対価及びその他の費用を、別紙3に定める支払手続に則り、別紙3に定める支払時期及び支払金額に従って支払う。

(解体撤去費の支払)

第71条 組合は事業者の解体撤去業務の完了を確認したときは、別紙3の定める支払手続に則り、別紙3に定める支払期限及び支払金額に従い、解体撤去業務に対するサービス対価を支払う。

(サービス対価の改定)

第72条 サービス対価は、別紙3に規定するところにより改定される。

(維持管理費の減額)

第73条 第13条に規定するのモニタリングにより維持管理業務について要求水準未達が判明した場合、組合は、水準未達成の程度に応じて、別紙7の定めに従って維持管理費を減額することができる。

2 第13条に規定するのモニタリングにより本件施設の整備について要求水準未達が判明した場合、組合は、水準未達成の程度に応じて、別紙7の定めに従って施設整備費を減額し、又は違約金を請求することができる。

3 前項により施設整備費が減額され又は違約金が請求された場合、別紙7に従い当該要求水準未達成に係る維持管理費又はその他費用も併せて減額することができるものとする。

(維持管理費の返還)

第74条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、組合がこれを事業者に対して通知した場合、事業者は組合に対して、当該虚偽記載がなければ組合が前条の規定により減額し得た維持管理費部分を、支払のときから第96条に定める率により算出された額の違約金を付して、速やかに返還しなければならない。

## 第6章 契約期間及び契約の終了

### 第1節 契約期間

(契約期間)

第75条 この契約は、この契約の本契約の締結日から効力を生じ、平成48年3月末日をもって終了する。

### 第2節 事業者の債務不履行による契約終了

(事業者の債務不履行による契約終了)

第76条 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、組合は、事業者に対して通知した上で、この契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本業務を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者(事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、業務報告書に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (4) 別紙7のモニタリングにより解除される時。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、事業者がこの契約に違反し、組合が相当の期間をもって是正を催告しても是正されないとき。
- (7) 事業者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(事業者が個人である場合はその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 事業者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材原材料の購入契約その他の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、組合が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
  - ク 基本協定書第7条第1項各号に該当する事由が生じたとき。

2 この契約締結以後本件施設の事業者から組合に対する引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、組合は、事業者に対して通知した上でこの契約を解除することができる。

(1) 事業者が、設計施工工程表に記載された着工予定日を過ぎても本件工事に着手せず、組合が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から組合に対して組合が満足すべき合理的説明がなされないとき。

(2) 設計・建設期間内に本件施設が完成しないとき又は設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと認められるとき。

#### (引渡日前の解除)

第77条 この契約締結以後本件施設の事業者から組合に対する引渡日前において、前条よりこの契約が解除された場合、事業者は、組合に対して、施設整備費から割賦手数料を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払うものとする。また、組合は、本件施設の出来高部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができるものとし、当該出来高部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、組合は、相殺後の残額を一括又は解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。

2 組合が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、組合は、係る超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、本件施設の建設の進捗程度から見て本敷地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認められる場合、組合は、事業者に対し、本敷地を原状(更地)回復するよう請求できる。係る場合においては、事業者が当該原状回復の費用を負担するものとする。

4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、組合は、事業者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した合理的な費用を事業者に求償することができる。この場合においては、事業者は、組合の処分について異議を申し出ることができない。

5 第1項に従い組合が出来高部分の買受代金又は相殺後の残高を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

#### (引渡日以後の解除)

第78条 引渡日以後において、第76条により契約が解除された場合、組合は本施設の所有権を保持する。また、事業者は、当該解除が生じた年度の維持管理費に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として組合に対して支払うものとする。なお、組合は、サービス対価のうち施設整備費の残額に相当する金額及び当該終了の日までに履行され

た維持管理業務がある場合には当該維持管理業務に係る部分（日割計算するものとする。）の未払額を一括又は解除前の支払スケジュールにより支払う。

- 2 維持管理業務開始後に事業者の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷している場合、事業者は組合に対して必要な修繕費を支払うものとする。
- 3 前項の違約金は、組合が違約金を超える損害を受けたときに違約金を超える損害金を事業者に請求することを妨げない。
- 4 第1項の違約金は、解除の時に解体撤去業務が完了していないときは、解体撤去費の金額の100分の10に相当する金額を増額する。
- 5 解除の時に解体撤去業務が完了していないときは、組合は出来高を検査し、解体撤去業務の出来高に相応する金額を支払うものとする。
- 6 第1項に従い組合が施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

### 第3節 組合の債務不履行による契約終了

（組合の債務不履行による契約終了）

第79条 組合が、この契約上の重要な義務に違反し、かつ、組合が事業者による通知の後、60日以内に当該違反を是正しない場合、又は組合の責めに帰すべき事由により事業者の本業務の履行が不能となった場合、事業者はこの契約を解除することができる。

- 2 前項により契約が解除された場合でも、本件施設が完成している場合には、その所有権は組合に帰属するものとし、本件施設が未完成である場合には、組合は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を組合がすべて取得するものとする。
- 3 前項に基づきこの契約が終了した場合、組合は、事業者に対し、当該終了により事業者が被った損害を賠償する。この場合においても、組合は、本件施設の引渡しが完了しているときには、サービス対価のうち施設整備費の残額及び当該終了の日までに履行された維持管理業務がある場合には当該維持管理業務に係る部分（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。解体撤去費の未払があるときは、組合はこれを支払うが、解体撤去業務が完了していないときは、出来高部分に相応する額に限り支払うものとする。本件施設が未完成である場合には、組合は通知を行った時点において出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を組合がすべて取得した上で、当該時点の出来高部分に相応する代金を事業者に対して一括又は解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 4 組合が前項の施設整備費の残額又は出来高部分に相応する代金を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

#### 第4節 組合による任意解除

(組合による任意解除)

第80条 組合は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなくこの契約を解除することができる。この場合、本件施設の引渡しが完了しているときには、組合は、本件施設の所有権を保持し、サービス対価のうち施設整備費に相当する部分及び当該解除の日までに履行された維持管理業務がある場合には当該維持管理業務に係る部分（日割計算するものとする。）の未払額を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。なお、本件施設が未完成である場合には、組合は通知を行った時点において出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を組合がすべて取得した上で、当該時点の出来高部分に相応する代金を事業者に対して解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また組合は事業者に対して、当該解除により事業者が被った損害を賠償する。

- 2 解体撤去費の未払があるときは、組合はこれを支払うが、解体撤去業務が完了していないときは、出来高に相応する額に限り支払うものとする。
- 3 組合が第1項の施設整備費の残額又は出来高部分に相応する代金を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

#### 第5節 法令変更による契約終了

(法令変更による契約の終了)

第81条 第87条第2項の協議にもかかわらず、この契約の締結後における法令変更により、組合が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、組合は、事業者と協議の上、この契約の全部を解除することができる。

- 2 前項によりこの契約が解除された場合において、本件施設が完成しているときは、その所有権は組合に帰属するものとし、本件施設が未完成である場合には、組合は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得した上で、当該出来高分に相応する代金を事業者に対して一括又は解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 3 本件施設が完成し、組合がその所有権を取得しているときは、組合は、サービス対価のうち施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、事業者がすでに維持管理業務又は当該業務に着手するための初期投資を開始している場合、組合は、維持管理業務のための合理的な範囲に係る初期投資費用及び維持管理業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに履行した維持管理業務に係る対価（日割計算するものとする。）の未払額を事業者を支払うものとし、その支払方法については組合と事業者の協議により決するものとする。上記初期投資費用を組合が支払った場合、当該初期投資

に係る物（清掃用具等を含むがこれに限らない。）の所有権は組合に移転するものとし、事業者は、組合による当該費用の支払と同時に当該物を引き渡す。

- 4 解体撤去費の未払があるときは、組合はこれを支払うが、解体撤去業務が完了していないときは、出来高に相応する額に限り支払うものとする。
- 5 組合が第2項の出来高部分に相応する代金又は第3項の施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

## 第6節 不可抗力による契約終了

（不可抗力による契約終了）

第82条 第89条第2項の協議にもかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内にこの契約等の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、組合は、事業者に通知した上で、この契約の全部を解除することができる。

- 2 前項によりこの契約が解除されたときは、本件施設が完成している場合には、その所有権は組合に帰属するものとし、本件施設が未完成である場合には、組合は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得した上で、当該出来高部分に相応する代金を事業者に対して一括又は解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 3 本件施設が完成し、組合がその所有権を取得しているときは、組合は、サービス対価のうち施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、事業者がすでに維持管理業務又は当該業務に着手するための初期投資を開始している場合、組合は、維持管理業務のための合理的な範囲に係る初期投資費用及び維持管理業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに履行した維持管理業務に係る対価（日割計算するものとする。）の未払額を事業者を支払うものとし、その支払方法については組合と事業者の協議により決するものとする。上記初期投資費用を組合が支払った場合、当該初期投資に係る物（清掃用具等を含むがこれに限らない。）の所有権は組合に移転するものとし、事業者は、組合による当該費用の支払と同時に当該物を引き渡す。
- 4 解体撤去費の未払があるときは、組合はこれを支払うが、解体撤去業務が完了していないときは、出来高に相応する額に限り支払うものとする。
- 5 組合が第2項の出来高部分に相応する代金又は第3項の施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

## 第7節 事業関係終了に際しての処置

（事業関係終了に際しての処置）

第83条 事業者は、維持管理業務の終了に際し、本件施設が業務要求水準書に規定される水準等を満たしていることを確認し、業務を組合又は組合が指定する者に引き継がなければな

らない。また、事業者は、本件施設が要求水準を満たすよう必要な修繕をし、自らの費用で実施しなければならない。

- 2 事業者は、この契約が終了した場合において、本件施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（維持管理受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき組合の指示に従わなければならない。
- 3 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき組合の指示に従わないときは、組合は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、組合の処置について異議を申し出ることができず、また、組合が処置に要した合理的な費用を負担するものとする。
- 4 事業者は、この契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、組合に対し、本件施設を維持管理するために必要な資料を引き渡さなければならない。

（終了手続の負担）

第84条 業務終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、事業者がこれを負担する。

## 第7章 確認事項

（事業者による事実の確認）

- 第85条 事業者は、組合に対して、この契約の締結日現在において、次の事実を確認する。
- (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、この契約を締結し、及びこの契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
  - (2) 事業者によるこの契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者がこの契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
  - (3) この契約の締結及びこの契約に基づく義務の履行が事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (4) この契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、この契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、この契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を組合に対して確認する。

- (1) この契約を遵守すること。
- (2) 事業者は、組合の事前の承諾なしに、この契約上の地位及びこの契約に基づく権利の一切について、譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- (3) 金融機関によるこの契約上の事業者の権利への担保権設定については、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、組合の利益を侵害しないと認められるものであることを前提として、金融機関から担保関連契約を組合に事前に提示した上で、文書による組合の同意を得て行うこと。
- (4) 事業者が新株又は新株を引き受ける権利を発行しようとするときは、引き受ける者を明らかにした上で、組合の承諾を得ること。

(組合による事実の確認)

第86条 組合は事業者に対して、この契約の締結日現在において次の事実を表明し保証する。

- (1) この契約の締結又は履行に必要な債務負担行為が組合の議会において予算として決議されていること。
- (2) この契約は、適法、有効かつ拘束力ある組合の債務を構成すること。

## 第8章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第87条 事業者は、この契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本件施設について設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は本件施設が業務要求水準書に従って維持管理できなくなった場合、その他、この契約の条件に従った履行ができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに組合に対して通知しなければならない。この場合において、この契約に基づく事業者の義務が適用法令に違反することになったときは、本事業者は当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行を免れるものとし、組合は事業者が履行を免れた義務に対する対価の支払を免れるものとする。なお、組合及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 組合が事業者から前項の通知を受領した場合、組合及び事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに本件施設の設計、建設、事業日程、この契約又は業務要求水準書の変更について協議するものとする。係る協議にもかかわらず、変更された法令の施行日までに協議が調わない場合は、組合が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本業務を継続するものとする。

(法令変更による増加費用及び損害の取扱い)

第88条 法令変更により、設計、建設、及び維持管理業務につき事業者が生じた増加費用及び損害の負担は、別紙8に従うものとする。なお、組合及び事業者は、必要に応じ、協議により係る増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

## 第9章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第89条 組合及び事業者は、不可抗力により、本件施設について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は本件施設が業務要求水準書に沿って維持管理できなくなった場合、本件施設（建設中のものを含む。）に損害が生じた場合、その他この契約の条件に従った履行ができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を發した日以降、この契約に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、各当事者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 前項の通知を受領した場合、組合及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設の設計、建設、事業日程、この契約又は業務要求水準書の変更について協議するものとする。係る協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に協議が調わない場合は、組合が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本業務を継続するものとする。

(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)

第90条 不可抗力により、本業務の履行につき事業者が生じた増加費用及び損害の負担は、別紙2に従うものとする。なお、組合及び事業者は、必要に応じ、係る増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

## 第10章 その他

(公租公課の負担)

第91条 この契約の締結又は履行に関連して生じる公租公課は、組合に課されるものを除き、すべて事業者の負担とする。組合は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税等を支払うほか、この契約の締結又は履行に関連するすべての公租公課についてこの契約に別段の定めある場合を除き負担しないものとする。

(協議)

第92条 この契約において、両当事者による協議の実施については関係者協議会での協議とすることができる。

(銀行団との協議)

第93条 組合は、本業務に関して事業者に融資する銀行団との間において、組合がこの契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の銀行団への事前通知、この契約上の権利への担保権の設定、協議に関する事項及びその他必要と認める事項につき協議し、銀行団と協定を締結できるものとする。

(秘密保持)

第94条 組合及び事業者は、互いに本業務に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報（本業務に関して知る前に既に自ら保有しているもの、本業務に関して知る前に公知であったもの、本業務に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得したものは除く。）を自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、又は落札者を構成する構成員及び協力企業並びに本業務に関し事業者に融資する金融機関及びその代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、組合又は事業者が法令等に基づき開示する場合、又は相手方の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 事業者は、この契約に基づく業務の履行において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、事業者が、この契約に基づいて、業務の一部又は全部を第三者に委託、あるいは請け負わせる場合等、事業者以外の第三者が、本業務の履行に関わる場合、事業者は、自らの責任において、当該第三者がその知り得た個人情報を他に漏洩することのないようにしなければならない。

## 第11章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第95条 この契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承諾、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、組合及び事業者は、係る請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとする。

2 この契約の履行に関して組合と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- 3 契約期間の定めについては、「民法」（明治29年法律第89号）及び「商法」（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 この契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 5 この契約の履行に関して組合と事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（延滞利息）

第96条 組合若しくは事業者が、この契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率（法改正により率の変更があれば変更後の率による。）により計算した額を、遅延損害金として相手方に対して支払うものとする。

（解釈）

第97条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又はこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合、組合と事業者は、その都度、関係者協議会を通じて誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

- 2 この契約、業務要求水準書及び提案書の間には齟齬がある場合、この契約、業務要求水準書、提案書の順にその適用及び解釈が優先するものとする。ただし、提案書と業務要求水準書の内容に差異があり、提案書に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された要求水準を上回る場合には、当該上回る範囲で提案書が優先して適用されるものとする。

（関係者協議会等）

第98条 組合及び事業者は、本業務に関する協議を行うことを目的とした、組合及び事業者により構成する関係者協議会を設置することができる。

（準拠法）

第99条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第100条 この契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（定めのない事項）

第101条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、組合及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるも

のとする。

## 附 則

### (仮契約の解除)

第1条 組合は、落札者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、本事業の入札に係る入札説明書に規定する入札参加資格要件を欠くこととなったときは、次の各号のいずれかに該当するときは除き、この仮契約を解除する。

- (1) 事業者が、入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、組合が入札参加資格を確認し、かつ事業者の事業能力を勘案し、本契約締結後の業務実施に支障をきたさないと判断したとき。
- (2) 入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務にあたる者が複数ある場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての入札参加資格等を満たし、かつ事業者の事業能力を勘案し、本契約締結後の業務実施に支障をきたさないと組合が判断したとき。

別紙1 (第3条関係)

事業日程

この契約の本契約締結

平成25年10月

着工予定日

平成[ ]年[ ]月中

竣工・引渡し

平成28年4月30日

契約終了

平成48年3月末日

## 別紙2 (第5条、第90条関係)

### 不可抗力による増加費用及び損害の負担

第90条に定める不可抗力による費用分担は、以下のとおりとする。

#### 1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、組合及び事業者のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によつても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、業務要求水準書又は設計図書に基準がある場合は、当該基準を超えるものに限る。

なお、不可抗力の具体例としては、以下のとおり。

##### (1) 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

##### (2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

##### (3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え等。

#### 2 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

設計・建設期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う本件工事の費用等及び維持管理費（金利及び物価変動を含む。）

(1) 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用

(2) 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用

(3) 損壊した施設及び設備の修復及び損傷・復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用

(4) 設計・建設期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）

- (5) 設計・建設期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。）

### 3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

#### (1) 設計・建設期間中の損害分担

ア 設計・建設期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、施設整備費（割賦手数料を除く。）の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額については組合が負担する。

イ 上記アの追加費用及び損害額には、本件工事の遅延又は中断、この契約の解除（契約解除の場合。）に伴う各種追加費用、本件施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

ウ 数次にわたる不可抗力により、上記アの追加費用及び損害額が集積した場合は、上記アの1%の事業者負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

#### (2) 維持管理期間中の損害分担

ア 維持管理期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額（事業者が当該不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、不可抗力の事由による年度毎の損害の累計額が、不可抗力の事由の発生した年度における維持管理費（解体撤去業務実施期間に係る年度については解体撤去費を含む。）の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを組合が負担する。

イ 上記アの追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、この契約の解除（契約解除の場合。）に伴う各種追加費用、本件施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用、解体撤去業務に係る上記3(1)イに記載する費用、この契約の解除（契約解除の場合。）に伴う各種追加費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

別紙3 （第69条、第70条、第71条、第72条関係）

※サービス対価の内容、金額及び支払方法、改定を、入札説明書及び提案書に従い記載する。

目的物引渡書

平成 年 月 日

(あて先) 盛岡地区広域消防組合管理者

事業者 住 所  
名 称  
代表者

事業者は、以下の施設を、盛岡中央消防署新庁舎及び(仮称)山岸出張所庁舎整備等事業における事業契約第50条の規定に基づき、下記引渡年月日付で引き渡します。

工事名称	
工事場所	
施設名称	
引渡年月日	
立 会 人	盛岡地区広域消防組合
	事業者

[ 事業者名 ]様

上記引渡年月日付で、上記の施設の引渡しを受けました。

盛岡地区広域消防組合  
管理者 谷 藤 裕 明

保証書  
(建設企業用)

(保証)

第1条 建設企業（以下「保証人」という。）は、盛岡地区広域消防組合（以下「組合」という。）とSPC（以下「事業者」という。）が平成[ ]年[ ]月[ ]日付けで締結した盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業における事業契約（以下「原契約」又は「事業契約」という。）第51条第1項に基づいて事業者が組合に対して負う瑕疵担保責任に係る債務（以下「主債務」という。）について、これを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、原契約における定義に従うものとする。

(通知)

第2条 工期の変更、延長、工事の中止その他の原契約の内容（主債務の内容を含む。）に変更が生じた場合には、組合は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

(保証債務履行の請求)

第3条 組合は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛保証債務履行請求書を提出するものとする。保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合、上記請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る債務の履行を完了し、それ以外の場合は、上記請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る債務の履行を開始し又は終了するものとする。

(代位等)

第4条 保証人は、組合の承認を得た場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで代位によって取得した権利を行使しない。

(保証契約の解約・終了)

第5条 保証人は本保証契約を解約することができない。第三者に事業契約が承継されたときは、組合は本保証契約を終了させることができるものとする。

(管轄)

第6条 本保証契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と

する。

(準拠法)

第7条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

平成[ ]年[ ]月[ ]日

(あて先) 盛岡地区広域消防組合管理者

保証人：[建設企業]

別紙6 (第33条、第49条、第67条関係)

事業者らに付保が義務付けられている保険

1 設計・建設期間中の保険

事業者は、設計・建設期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、次の付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

(1) 建設工事保険

保険契約者：事業者又は建設企業

保険の対象：本件施設の建設工事

保険期間：着工日を始期とし、引渡日を終期とする。

保険金額（補償額）：請負代金額

補償する損害：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者：事業者又は建設企業

保険期間：着工日を始期とし、引渡日を終期とする。

てん補限度額（補償額）：対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上

対物：1事故あたり1億円

補償する損害：工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

2 維持管理期間中の保険

事業者は、維持管理期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。なお、次の付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

(1) 第三者賠償責任保険

保険契約者：事業者又は維持管理企業

保険期間：維持管理業務の開始時から業務終了時までとするが、年度ごとの更新も認める。

てん補限度額（補償額）：対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上

(2) 解体撤去業務について、1に掲げる保険に準じた保険

別紙7 (第13条、第73条関係)

※モニタリング及び改善措置並びに対価の減額手続等は入札説明書別紙2のとおり。

別紙 8 （第 8 8 条関係）

法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①又は②のいずれかに該当する場合には組合が負担するものとし、それ以外の法令変更については、事業者が負担するものとする。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更（税制を除く。）
- ② 本事業に直接影響を及ぼす税制度（消費税等を含む。）の変更

別紙9 (第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条関係)

組合が、出来高の買受代金または出来高に相応する代金もしくは施設整備費の残額（相殺後のものを含む。）を解除前の支払いスケジュールで支払う場合の金利の利率は、(1)基準金利と(2)利ざやの和で構成される。

1 基準金利

支払方法に応じ、別紙3における基準金利の算定方法に従い、再算定する。

2 利ざや

契約解除の事由により以下のように定める。

(1) 第77条又は第78条の解除の場合

上乘せする利ざやは認めない。

(2) 第79条又は第80条の解除の場合

提案書に記載されている利ざやとする。

(3) 第81条又は第82条の解除の場合

提案書に記載されている、融資者から提示のあった利ざやとする。この場合、構成員である株主からの劣後融資等は含めない。